

建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（この項及び次項、次条第二項及び第三項並びに第二十五条の二の三第二項及び第三項の規定並びに税額計算特例規定（租税特別措置法第六十八条の九第八項第二号イからニまでに掲げる規定をいう。以下第二十五条の三の三までにおいて同じ。）を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得額に税額控除率を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項及び第四項第三号において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 省略

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別償却限度額 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に

産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（この項及び次項、次条第二項及び第三項並びに第二十五条の二の三第二項及び第三項の規定並びに税額計算特例規定（租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号イからニまでに掲げる規定をいう。以下第二十五条の三の三までにおいて同じ。）を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得額に税額控除率を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項及び第四項第三号において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 3 同上

一 同上

イ 機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に

掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。） その取得価額から普通償却限度額を控除した金額

八 口省略

ハ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるもののに限る。） その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二 建物及びその附属設備並びに構築物で、第一項の表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。） その取得価額の百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

ホ 第一項の表の第二号の第四欄に掲げる減価償却資産（同号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体（同表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるもののに限る。） その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ヘ 第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げる減価償却資産（ホに掲げるものを除く。） その取得価額の百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

二 税額控除率 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イヽホ 省略

ヘ 前号へに掲げる減価償却資産 百分の八（平成三十一年四月一日

掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。） その取得価額から普通償却限度額を控除した金額

八 口同上

ハ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるもののに限る。） その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二 建物及びその附属設備並びに構築物で、第一項の表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。） その取得価額の百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

ホ 第一項の表の第二号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げる減価償却資産 その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二 同上

イヽホ 同上

から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六)

三 省 略

5 第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同項の表の各号の第一欄に掲げるものが所有権移転外リース取引により取得した当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

7 6 省 略

8 第一項の規定は、連結確定申告書等（連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び連結確定申告書をいう。以下第二十六条の四までにおいて同じ。）に第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

9 第二項の規定は、連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第二項の規定により控除される金額の計算の基礎となる当該減価償却資産の取得価額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された当該減価償却資産の取得価額を限度とする。

10 9 省 略

10 第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度（次項において「繰越年度」という。）の連結確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項第三号に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第十七条の二第二項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、連結確

5 第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同項の表の各号の第五欄に掲げるものが所有権移転外リース取引により取得した当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

7 6 同 上

8 第一項の規定は、連結確定申告書等（連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び連結確定申告書をいう。以下第二十六条の四までにおいて同じ。）に第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

9 第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同一項の規定による控除の対象となる第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第二項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された当該減価償却資産の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

10 9 同 上

10 第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度（次項において「繰越年度」という。）の連結確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項第三号に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第十七条の二第二項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、連結確

定申告書)に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度(次項において「控除年度」という。)の連結確定申告書等(第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

13 11・12 省略

第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定(租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項及び第三項、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十四の二第二項、第六十八条の十四の三第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項及び第三項、第六十八条の十五の五第二項及び第三項、第六十八条の十五の六並びに第六十八条の十五の七の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第二十五条の三の三までにおいて同じ。)の適用については、同法第六十八条の九第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

14 省略

(連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十五条の二の二 省略

2・3 省略

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度(当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度(以下この項におい

定申告書)に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度(次項において「控除年度」という。)の連結確定申告書等(第三項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

13 11・12 同上

第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定(租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第三項から第五項まで、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十四の二第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項及び第三項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の七の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第二十五条の三の三までにおいて同じ。)の適用については、同法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

14 同上

(連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十五条の二の二 同上

2・3 同上

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度(当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度(以下この項におい

て「四年以内事業年度」という。)とし、当該連結事業年度まで連續して当該連結親法人による連結確定申告書の提出(四年以内事業年度においては、確定申告書の提出)をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。)における税額控除限度額(四年以内事業年度又は四年における第十七条の二の二第二項に規定する税額控除限度額(以下この項において「単体税額控除限度額」という。)を含む。)のうち、第二項の規定(単体税額控除限度額については、同条第二項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額(既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

5・6 省略

7 前条第七項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項及び第九項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項及び第十一項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第八項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十項中「第四項第三号」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第二項第三号」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

8 省略

9 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 省略

て「四年以内事業年度」という。)とし、当該連結事業年度まで連續して当該連結親法人による連結確定申告書の提出(四年以内事業年度においては、確定申告書の提出)をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。)における税額控除限度額(四年以内事業年度又は四年における第十七条の二の二第二項に規定する税額控除限度額(以下この項において「単体税額控除限度額」という。)を含む。)のうち、第二項の規定(単体税額控除限度額については、同条第二項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額(既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

5・6 同上

7 前条第七項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項及び第九項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項及び第十一項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第八項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十項中「第四項第三号」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第二項第三号」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

8 同上

9 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 同上

(連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却
又は法人税額の特別控除)

第二十五条の二の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配
関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第三十六条の規定に
より福島県知事の確認を受けたものが、同条に規定する避難解除区域等
に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示（以下この
項及び次項において「避難等指示」という。）が解除された日又は同法
第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につ
き同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該避難等指示が
解除された日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日
以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点
区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点
区域の変更がある場合には、政令で定める期間）内に、機械及び装置、
建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装
置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含
む。）に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作
し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該連結
親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除き、従業者の居
住の用を含む。以下この項及び次項において「特定事業の用」という。
）に供した場合には、当該特定事業の用に供した日を含む連結事業年度
(次項において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等の償却限
度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別
損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規
定にかかるらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度
額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定
機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金
額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物で
ある場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相
当する金額をいう。）との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子
法人で、福島復興再生特別措置法第三十六条の規定により福島県知事の
確認を受けたものが、同条に規定する避難解除区域等に係る避難等指示

(連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却
又は法人税額の特別控除)

第二十五条の二の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配
関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第三十六条の規定に
より福島県知事の確認を受けたものが、同条に規定する避難解除区域等
に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示（次項において
「避難等指示」という。）が解除された日から同日又は同号ハに掲げる
指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの間に
、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条にお
いて「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の
用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを取得し、又は特定
機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内
において当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を
除き、従業者の居住の用を含む。以下この項及び次項において「特定事
業の用」という。）に供した場合には、当該特定事業の用に供した日を
含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該特定機
械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により
同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一
項又は第二項の規定にかかるらず、当該特定機械装置等の普通償却限度
額と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合に
あっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した
金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設
備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の
百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子
法人で、福島復興再生特別措置法第三十六条の規定により福島県知事の
確認を受けたものが、同条に規定する避難解除区域等に係る避難等指示

が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間(当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間)内に、特定機械装置等での製作若しくは建設の後事業の用(居住の用を含む。)に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を作成し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該連結親法人又はその連結子法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額(この項及び次項、第二十五条の二第二項及び第三項並びに前条第二項及び第三項の規定並びに税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。)から、当該連結親法人の税額控除限度額(当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。)及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度の法人税額基準額(当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とす

4 3

前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において

43
前項に 同上

が解除された日から同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの間に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該連結親法人又はその連結子法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（この項及び次項、第二十五条の二第二項及び第三項並びに前条第二項及び第三項の規定並びに税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて同じ。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物について、百分の人）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法

前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において

て「四年以内事業年度」という。)とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出(四年以内事業年度においては、確定申告書の提出)をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。)における税額控除限度額(四年以内事業年度における第十七条の二の三第二項に規定する税額控除限度額(以下この項において「単体税額控除限度額」という。)を含む。)のうち、第二項の規定(単体税額控除限度額については、同条第二項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額(既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

5・6 省略

7 第二十五条の二第七項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項及び第九項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項及び第十一項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「第二十五条の二の三第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第八項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「第二十五条の二の三第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第十項中「第四項第三号」とあるのは「第二十五条の二の三第四項」と、「第十七条の二第二項」とあるのは「第十七条の二の三第二項」と、同条第十一項中「第四項第三号」とあるのは「第二十五条の二の三第四項」と、「第十七条の二第二項」とあるのは「第十七条の二の三第二項」と、同条第十一項中「第四項第三号」とあるのは「第二十五条の二の三第四項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の三第三項」と読み替えるものとする。

8 省略

9 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の三第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

て「四年以内事業年度」という。)とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出(四年以内事業年度においては、確定申告書の提出)をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。)における税額控除限度額(四年以内事業年度における第十七条の二の三第二項に規定する税額控除限度額(以下この項において「単体税額控除限度額」という。)を含む。)のうち、第二項の規定(単体税額控除限度額については、同条第二項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額(既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

5・6 同上

7 第二十五条の二第七項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項及び第九項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項及び第十一項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「第二十五条の二の三第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第八項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「第二十五条の二の三第一項に規定する特定機械装置等」と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十項中「第四項第三号」とあるのは「第二十五条の二の三第四項」と、「第十七条の二第二項」とあるのは「第十七条の二の三第二項」と、同条第十一項中「第四項第三号」とあるのは「第二十五条の二の三第四項」と、「第十七条の二第二項」とあるのは「第十七条の二の三第二項」と、同条第十一項中「第四項第三号」とあるのは「第二十五条の二の三第四項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の三第三項」と読み替えるものとする。

8 同上

9 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の三第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十五条の三 省 略

2 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度については、適用しない。

一〇三 省 略

四 租税特別措置法第六十八条の十五の二又は第六十八条の十五の六の規定

3 第一項の規定は、連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる給与等の額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を限度とする。

4・5 省 略

6 第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第六十八条の十五の二及び第六十八条の十五の六の規定を除く。以下この項、次条第五項及び第二十五条の三第五項において同じ。）の適用については、同法第六十八条の九第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 省 略

(連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十五条の三の二 省 略

2 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度について

(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十五条の三 同 上

2 同 上

一〇三 同 上

四 租税特別措置法第六十八条の十五の二又は第六十八条の十五の五の規定

3 第一項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

4・5 同 上

6 第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第六十八条の十五の二及び第六十八条の十五の五の規定を除く。以下この項、次条第五項及び第二十五条の三第五項において同じ。）の適用については、同法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 同 上

(連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十五条の三の二 同 上

2 同 上

は、適用しない。

一四省略

五 租税特別措置法第六十八条の十五の二又は第六十八条の十五の六の規定

3・4省略

5 第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6省略

(連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十五条の三の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第三十七条の規定により同条に規定する避難解除区域等（以下この項において「避難解除区域等」という。）に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該指示が解除された日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間（当該期間内における当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域（以下この項において「特定復興再生拠点区域」という。）の変更により新たに特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内に福島県知事の確認を受けたものが、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に同法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各連結事業所において、当該避難解除区域等内に所在する事業所に勤務する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合は、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額（この条の規定及び税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項にお

一四同上

五 租税特別措置法第六十八条の十五の二又は第六十八条の十五の五の規定

3・4同上

5 第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6同上

(連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十五条の三の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第三十七条の規定により同条に規定する避難解除区域等（以下この項において「避難解除区域等」という。）に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示が解除された日から同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか早い日以後三年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けたものが、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各連結事業年度（その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の適用期間内において、当該避難解除区域等内に所在する事業所に勤務する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合は、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額（この条の規定及び税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項にお

内において、当該避難解除区域等内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（福島復興再生特別措置法第三十七条に規定する避難指示の対象となつた区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額（この条の規定及び税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度については、適用しない。

一・四 省略

五 租税特別措置法第六十八条の十五の二又は第六十八条の十五の六の規定

3・4 省略

5 第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第八項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 省略

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第二十五条の四 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二

3・4 同上

五 租税特別措置法第六十八条の十五の二又は第六十八条の十五の五の規定

3・4 同上

5 第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 同上

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第二十五条の四 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二

いて同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに前三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第二項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）」と、「当該各号に定める金額を」とあるのは「当該各号に定める金額（震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定にあってはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額又は第三項の規定にあってはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定にあってはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は第二十五条の三第一項の規定にあっては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第四項を除き、以下この条において同じ。）を」と、同条第二項中「第六十八

第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに前三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定及び震災特例法第二十五条の三第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）」と、「当該各号に定める金額を」とあるのは「当該各号に定める金額（震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定にあってはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額又は第三項の規定にあってはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定にあってはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三第一項の規定にあっては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三第二項又は第三項の規定にあっては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第四号及び第四項を除き、以下この条において同じ。」と、同条第二項中

条の十五の五第三項」とあるのは、「第六十八条の十五の五第三項」の規定、震災特例法第二十五条の二第三項、第二十五条の二の二第三項又は第二十五条の二の三第三項」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは、「同条第三十一号に規定する確定申告書」と、「該当するものその他これ」とあるのは、「該当するもの、震災特例法第二十五条の二第四項第三号、第二十五条の二の二第四項又は第二十五条の二の三第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものその他の金額」と、同条第四項中「該当するものその他これらとの金額」と、同条第四項中「青色申告書」とあるのは、「同条第三十一号に規定する確定申告書」と、「第四十二条の十三第一項各号」とあるのは、「震災特例法第十七条の四第一項の規定により読み替えられた第四十二条の十三第一項各号」とする。

2 省略

(復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等)

第二十五条の五 省略

2 前項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した日を含む連結事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額（租税特別措置法第六十八条の九第八項第七号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

3・4 省略

(連結法人の被災代替資産等の特別償却)

第二十六条

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十三年三月十一日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で東日本大震災に起因して当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物、機械及び装置、船舶若しくは車両及び運搬具に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当

「第六十八条の十五の四第三項」とあるのは、「第六十八条の十五の四第三項の規定、震災特例法第二十五条の二第三項、第二十五条の二の二第三項又は第二十五条の二の三第三項」と、同条第三項中「該当するものその他これ」とあるのは、「該当するもの、震災特例法第二十五条の二第四項第三号、第二十五条の二の二第四項又は第二十五条の二の三第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものその他の金額」と、同条第四項中「第四十二条の十三第一項各号」とあるのは、「震災特例法第十七条の四第一項の規定により読み替えられた第四十二条の十三第一項各号」とする。

2 同上

(復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等)

第二十五条の五 同上

2 前項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した日を含む連結事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額（租税特別措置法第六十八条の九第六項第六号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

3・4 同上

(連結法人の被災代替資産等の特別償却)

第二十六条

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十三年三月十一日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で東日本大震災に起因して当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物、機械及び装置、船舶若しくは車両及び運搬具に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当

該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用（機械及び装置、船舶並びに車両及び運搬具にあっては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）又は同表の第一号若しくは第二号の上欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを第十八条第一項に規定する被災区域及び当該被災区域である土地に付隨して一体的に使用される土地の区域内において当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用（機械及び装置にあっては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度のこれらの減価償却資産（以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（当該連結親法人又はその連結子法人が、租税特別措置法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人又は連結親法人である同法第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

資 産	割 合
省 略	省 略
一～三 省 略	

2 省 略

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第二十六条の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に、第十八条の

該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用（機械及び装置、船舶並びに車両及び運搬具にあっては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）又は同表の第一号若しくは第二号の上欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを第十八条第一項に規定する被災区域及び当該被災区域である土地に付隨して一体的に使用される土地の区域内において当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用（機械及び装置にあっては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度のこれらの減価償却資産（以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（当該連結親法人又はその連結子法人が、租税特別措置法第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人又は連結親法人である同法第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

資 産	割 合
同 上	同 上
一～三 同 上	

2 同 上

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第二十六条の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に、第十八条の

二第一項に規定する特定激甚災害地域（次項において「特定激甚災害地域」という。）内において、同条第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを同条第一項に規定する特定激甚災害地域（次項において「特定激甚災害地域」という。）内で新築されたものを取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項及び次項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該被災者向け優良賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に次の各号に掲げる被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の五十（当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの 百分の四十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十）

二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅（以下この項及び次項において「被災者向け優良賃貸住宅」という。）で新築されたものを取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを同条第一項に規定する特定激甚災害地域（次項において「特定激甚災害地域」という。）内において当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項及び次項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該被災者向け優良賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の五十（当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の七十）に相当する金額をいう。）との合計額（第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

- 一 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの 百分の四十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十）
- 二 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十年以上であるもの 百分の五十六（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについて

(連結法人の再投資等準備金)

第二十六条の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成三十三年三月三十日までの間に認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。第一号を除き、以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けたもの（次に掲げる全ての要件（租税特別措置法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人その他の政令で定めるものにあっては、第一号及び第二号に掲げる要件）を満たすものに限る。）が、適用年度において、当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画（以下この条において「認定復興推進計画」という。）に定められた東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項に規定する復興産業集積区域（第二号及び第四項第二号において「特定復興産業集積区域」という。）内において当該認定復興推進計画に定められた同法第二条第三項第二号イ（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業（以下この条において「産業集積事業」という。）の用に供する減価償却資産（機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物に限る。第三号及び第六項第八号において同じ。）の新設、増設又は更新に要する支出に充てるため、当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額として政令で定める金額以下の金額を損金経理（同法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。第二十六条の

(連結法人の再投資等準備金)

第二十六条の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成三十三年三月三十日までの間に認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。第一号を除き、以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けたもの（次に掲げる全ての要件（租税特別措置法第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人その他の政令で定めるものにあっては、第一号及び第二号に掲げる要件）を満たすものに限る。）が、適用年度において、当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画（以下この条において「認定復興推進計画」という。）に定められた東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項に規定する復興産業集積区域（第二号及び第四項第二号において「特定復興産業集積区域」という。）内において当該認定復興推進計画に定められた同法第二条第三項第二号イ（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業（以下この条において「産業集積事業」という。）の用に供する減価償却資産（機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物に限る。第三号及び第六項第八号において同じ。）の新設、増設又は更新に要する支出に充てるため、当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額として政令で定める金額以下の金額を損金経理（同法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。第二十六条の

八第一項及び第二十七条第一項において同じ。)の方法により再投資等準備金として積み立てたとき(当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。)は、その積み立てた金額は、当該適用年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・三 省 略

2・3 省 略

4 第一項の再投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(適格合併又は適格分割型分割により当該再投資等準備金に係る産業集積事業の全部を移転した場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度(第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 省 略

三 合併(連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日(第八項において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該合併に限る。)により合併法人に産業集積事業の全部を移転した場合 その合併の直前における再投資等準備金の金額

四・七 省 略

5・8 省 略

9 前項又は第十八条の三第七項の合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格合併の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、前項又は同条規定により当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額については、第三項中「当該

八第一項及び第二十七条第一項において同じ。)の方法により再投資等準備金として積み立てたとき(当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。)は、その積み立てた金額は、当該適用年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・三 同 上

2・3 同 上

4 第一項の再投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(適格合併又は適格分割型分割により当該再投資等準備金に係る産業集積事業の全部を移転することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日をとなつた日を含む連結事業年度(第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 同 上

三 合併(連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日(第八項において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該合併に限る。)により合併法人に産業集積事業の全部を移転することとなつた場合 その合併の直前における再投資等準備金の金額

四・七 同 上

5・8 同 上

9 前項又は第十八条の三第七項に規定する合併法人(その適格合併後ににおいて連結法人に該当するものに限る。)のその適格合併の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、前項又は同条第七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額については、第三項中「当該

業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

11 省略

第十項又は第十八条の三第九項の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格分割型分割の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、第十項又は同条第九項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額については、第三項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割型分割の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

13 第五項から第七項までに定めるもののほか、第一項、第三項及び第四項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第四項まで及び第八項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第二十六条の五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産で第二十五条の二第一項、第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは前条第一項の規定又は連結特例規定（減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次条第一項において同じ。）の適用を受けたもの（第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定又は第十八条の五第一項に規定する単体特例規定の適用を受けた減価償却資産を含む。）については、租税特別措置法第六十八条の四十第一項中「第六十八条の三十六まで」とあるのは「第六十八条の三十六まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第一項、第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二

各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

11 同上

13 第五項から第七項までに定めるもののほか、第一項から第四項まで及び第八項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

「災特例法」という。）第二十五条の二第一項、第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十五条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項」と、「定める規定」とあるのは「定める規定若しくは震災特例法第二十六条の五一項に規定する連結特例規定」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第一項」、「第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定を含む」と、「第六十八条の十八の規定」とあるのは「第六十八条の十八の規定」又は震災特例法第二十五条の二第一項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」と、「第四十三条の三の規定」とあるのは「第四十三条の三の規定又は震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十七条の五第一項、第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項に規定する単体特例規定」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第五項中「特別償却に関する規定」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定」として、同条の規定を適用する。

十六条の四第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは、特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定の適用」と、同条第二項中「青色申告書」とあるのは「同条第三十一号に規定する確定申告書」と、「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定を含む」と、同条第五項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法」とあるのは「同法」と、「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定。」として、同条の規定を適用する。

2 省略

(連結法人の準備金方式による特別償却)

(連結法人の準備金方式による特別償却)

第二十六条の六 第二十五条の二第一項、第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十五条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定又は連結特例規定の適用を受けることができる連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人については、租税特別措置法第六十八条の四十一第一項の特別償却に関する規定には第二十五条の二第一項、第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定又は連結特例規定を含むものと、当該連結親法人又はその連結子法人が連結事業年度に該当しない事業年度に提出した青色申告書以外の確定申告書は青色申告書とそれぞれみなして、同法第六十八条の四十一の規定を適用する。この場合において、同条における同法第五十二条の三の規定は、第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第五十二条の三の規定とする。

2 省略

(連結法人の特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第二十五条の二から第二十五条の二の三まで、第二十五条の五から第二十六条の二まで若しくは第二十六条の四の規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第四号において「震災特例法」という。）第二十五条の二から第二十五条の二の三まで、第二十五条の五から第二十六条の二まで若しくは第二十六条の四の規定」と、同項第四号中「定める規定」とあるのは「定める規定又は震災特例法第二十六条の七第一項に規定する政令で定める規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 同上

(連結法人の特別償却等に関する複数の規定の不適用)
第二十六条の七 第二十五条の二から第二十五条の二の三まで、第二十五条の五から第二十六条の二まで又は第二十六条の四の規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第六十八条の四十一第一項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二から第二十五条の二の三まで、第二十五条の五から第二十六条の二まで若しくは第二十六条の四の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 同上

(連結法人の福島再開投資等準備金)